

給付 1 2

特定疾病制度を利用したいとき

『健康保険特定疾病 認定申請書』

血友病・人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等特定の療養を受けている方が、この届出により毎月の医療機関での窓口負担の上限が 10,000 円となる制度です。

ただし、標準報酬月額 53 万円以上の方が人工透析を受ける場合は、毎月の窓口負担の上限が 20,000 円になります。

【手続き】

- ・医師の証明を受け健保組合に提出してください。

【注意事項】

- ① 本制度は、原則として申請のあった月（健保に申請書が届いた月）の初日より適用となります。
- ② 健保組合にて承認後、「健康保険特定疾病療養受療証」を本人宛てにご送付します。
- ③ 特殊な病気の場合、国や地方公共団体が医療費の負担（補助）をする制度がいくつかあります。
上記以外の制度の内容、所得制限等は各市区町村の医療担当者にご相談ください。

なお、公費で医療を受けることになったときは健保組合にご連絡ください。